

令和4年7月22日

横浜市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和4年1月14日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) 港南台9丁目店舗 (所在地) 港南区港南台九丁目16番の 2ほか	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当と判断します。 なお以下について付帯事項とします。 当該店舗の周辺には、多くの住宅が立地しています。そのため、説明会での出席者からの意見を真摯に受け止め、来客車両が住宅地を通過することで生活環境が悪化することがないように、必要な対策を講じてください。 また、開店後、駐車場出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。

令和4年7月22日

横浜市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和4年1月4日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) 川和町SC計画 (所在地) 都筑区川和町川和駅周辺西 地区土地区画整理事業B街 区1画地ほか（仮換地）	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当と判断します。 なお以下について付帯事項とします。 開店後、駐車場出入口及び敷地内の車両や歩行者等の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。